

令和3年度HUMA P留学生交流推進制度（派遣）募集要項

1 趣旨

この制度は、兵庫県内の大学（大学院を含む。以下同じ。）が、HUMA P協定等に基づいて海外の大学へ学生を派遣する場合に、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「本機構」という。）が当該学生を支援することにより、兵庫県と交流のある諸外国との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国との相互理解と友好親善を増進することを目的とする。

2 定義

この要項において、「HUMA P派遣留学生」とは、HUMA P協定の下、派遣・受入双方の大学の合意に基づき、兵庫県内の大学が、当該大学（以下「在籍大学」という。）に在籍したまま、おおむね6か月以上1年以内の期間、海外の大学（以下「派遣先大学」という。）へ派遣する学生をいう。

3 支援予定人数

15人程度とする（なお、令和3年度予算の内容等により、支援人数が変更される場合がある）。

また、次に掲げる兵庫県の姉妹・友好提携先等の地域にあるHUMA P参加海外大学等への派遣を優先して支援する予定である。

(1) アジア地域

広東省（中国）、海南省（中国）、全羅南道（韓国）、グジャラート州（インド）

(2) 北米・南米地域

ワシントン州（アメリカ）、イリノイ州（アメリカ）、パラナ州（ブラジル）

(3) オセアニア地域

西オーストラリア州（オーストラリア）

(4) ヨーロッパ地域 ※当該地域にある大学のみ、HUMA P参加大学ではなくても対象とする。

ハバロフスク地方（ロシア）、セーヌ・エ・マルヌ県（フランス）、アヴェロン県（フランス）、アンドル・エ・ロワール県（フランス）、ノール県（フランス）、シュレスヴィッヒ・ホルステイン州（ドイツ）

4 支援の内容

本機構は、HUMA P留学生交流推進制度（派遣）に採択された学生に対し、以下の奨学金月額（予定）を支給する。

- | | |
|----------|------|
| (1) 指定都市 | 10万円 |
| (2) 甲地方 | 8万円 |
| (3) 乙地方 | 7万円 |
| (4) 丙地方 | 6万円 |

※詳細は別表のとおり

5 支援の対象

HUMA P派遣留学生は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始される派遣プログラムに参加するものとする。

6 派遣計画の申請

この制度に基づき、派遣先大学へ学生の派遣を計画し、本機構からの支援を希望する在籍大学の長（以下「大学長」という。）は、次に掲げる書類により本機構理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

- (1) 令和3年度HUMA P留学生交流推進制度（派遣）計画書（別紙様式1-1 以下「計画書」という。）
- (2) 令和3年度HUMA P留学生交流推進制度（派遣）計画 別表（別紙様式1-2）

7 計画書等の提出期限

計画書等の提出期限は、令和3年2月15日（月）（本機構必着）とする。

8 計画書等の審査及び奨学金等支給割当人数の通知

理事長は、第6項の規定により大学長から提出された計画書等について、審査の上、当該派遣計画にかかる奨学金支給割当人数を決定し、当該大学長に通知するものとする。

9 候補者の推薦

前項の規定により、奨学金支給割当人数について通知を受けた大学長は、次項に定める資格及び条件を満たしている者（以下、「候補者」という。）を別途通知する書類により、別途定める締め切り期日までに、理事長に推薦するものとする。

10 候補者の資格及び条件

候補者は、兵庫県内の大学の正規の課程に在籍したまま、海外の大学へ留学する学生（外国人留学生を除く。）で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) HUMAP協定（第3項（4）の場合は除く。）及び留学生交流に関する個別の合意に基づき、派遣先大学が受入を許可する者
- (2) 在籍大学における学業成績が優秀で、人格等に優れている者
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、海外への留学の効果が期待できる者
- (4) 経済的理由により自費のみでの留学が困難な者
- (5) 海外での留学期間終了後、在籍大学に戻り、学業を継続する者、又は在籍大学の学位を取得する者
- (6) 留学活動の内容や成果等を広く世界に情報発信できる者
- (7) 派遣先大学所在国への留学に必要な査証を確実に取得できる者

（注1）単位互換、授業料等の相互免除等の設定は、必ずしも候補者の推薦条件とはしないが、近い将来、その実現に努めること。

（注2）学部レベルにおける派遣にあっては、一定のカリキュラムの履修により、単位が認定される者を推薦するよう努めること。

（注3）日本国政府、（独）日本学生支援機構、外国政府、内外の大学、民間団体等他の機関からの海外留学に係る奨学金等を受給する者に対する併給は、原則として認めないものとする。

11 採否の通知

理事長は、第9項の規定により推薦のあった大学長に対し、候補者の採否について通知するものとする。

12 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、別に定める方法により、在籍大学を通じて行うものとする。

13 留学状況報告書

大学長は、留学期間終了後1か月以内に、別に定める留学状況報告書を本機構に提出するものとする。

※留学状況報告書（添付書類を含む。）の記載内容について、HUMAP構想活用事例として本機構ホームページ、刊行物等へ掲載することができますのであらかじめご了承ください。

14 その他

今回の応募の状況や採用辞退の状況によって、令和3年度中に再度募集を行うことがある。

なお、本募集は令和3年度の兵庫県との委託契約成立を前提として、兵庫県の予算成立前に事務手続きを行うものであり、兵庫県の予算成立の状況によっては、支援予定人数等の募集内容を変更することがある。

15 計画書等の提出先及び照会先

公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター 交流推進課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター 東館6階

TEL：078-262-5713 FAX：078-262-5122

※本募集要項は、HUMAPのホームページからダウンロードできます。必要に応じてご活用ください。

URL：<https://hyogo-humap.jp/>

派遣先地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名
指定都市	サンフランシスコ、シンガポール、ニューヨーク、モスクワ、ロサンゼルス、ワシントンD.C
甲地方	北米・セーヌ・エ・マルヌ県(フランス)、アンドル・エ・ロワール県(フランス)、アヴェロン県(フランス)、ノール県(フランス)、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州(ドイツ) 【主な都市】 アンカレッジ、ヴァンクーバー、シアトル、シカゴ、トロント、ニューオリンズ、ホノルル、ボストン、モントリオール、
乙地方	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン、クアラルンプール、サンクトペテルブルク、シドニー、ジャカルタ、ソウル、バンコク、マニラ、メルボルン、ヤンゴン
丙地方	アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く)、中南米 【主な都市】 上海、台北、北京、メキシコシティ、リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じる。

(県「職員等の旅費に関する条例」及び県「職員等の旅費に関する規則」も同様)